

みのりが丘集会所 管理規程

この規程は秋間みのりが丘区会集会所及び付属施設（以下、「集会所」という。）の良好な管理、運営を図ることを目的とする。

（利用目的）

第1条 集会所の利用目的は、区会活動および住民の親睦のための活動とする。

（管理及び運営）

第2条 集会所の管理及び運営は区会役員が担当し、区長がこれを統括する。

（利用の資格）

第3条 集会所の利用は次の各号に掲げる者に限ることとする。

- （1）みのりが丘区会の会員および準会員 （2）その他区長が特に認めた者

（利用時間及び利用料）

第4条 集会所の利用時間は原則9時から21時までとし、利用料金は次に定めるとおりとする。

前条（1）の場合の利用料金 1回 200円（4時間以後、1時間100円加算）

前条（2）の場合の利用料金 1回 500円（4時間以後、1時間100円加算）

- 2 前項の規定に係らず区会業務及び区会行事、住民親睦会開催補助金制度を利用した親睦会の開催並びにこれらに準ずる使用で区長が特に認めた時は利用料金を免除することができる。

（利用申し込み）

第5条 集会所の利用を希望する者は次の要領にて事前に申し込むものとする。

- （1）区会登録済サークル団体は集会所設置のカレンダーに簡記し申し込み完了とする
（2）区会の会員および準会員による、個人または団体での申し込みは、集会所設置の「集会所利用申込書」に記入し集会所ポストに投函、同時にカレンダーに簡記し申し込み完了とする（必要があれば、担当役員より連絡あり）

（遵守義務）

第6条 集会所を利用する者は次の各号について遵守すること。

- （1）危険物を持ち込まないこと
（2）届出時間外の深夜に及ぶ利用又は宿泊しないこと
（3）近隣に迷惑を及ぼす行為（騒音発生、路上駐車等）を行わないこと
（4）商業活動、宗教的活動及び特定の政党のために利用しないこと
（5）利用後は後片付け・清掃を行い、電気スイッチを切り、火気のないことを確認すること
（6）利用後は消灯、施錠確認し鍵を返却すること

（弁償）

第7条 使用者は自己の不注意により集会所を破損した場合は補修に必要な費用を負担しなければならない

平成 26 年 4 月 施行
平成 28 年 4 月 改定
平成 29 年 7 月 8 日改定
2022 年 4 月 22 日 改訂
2023 年 5 月 13 日 第 5 条(1)(2) 改定 第 6 条 改訂